

健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン（概要）

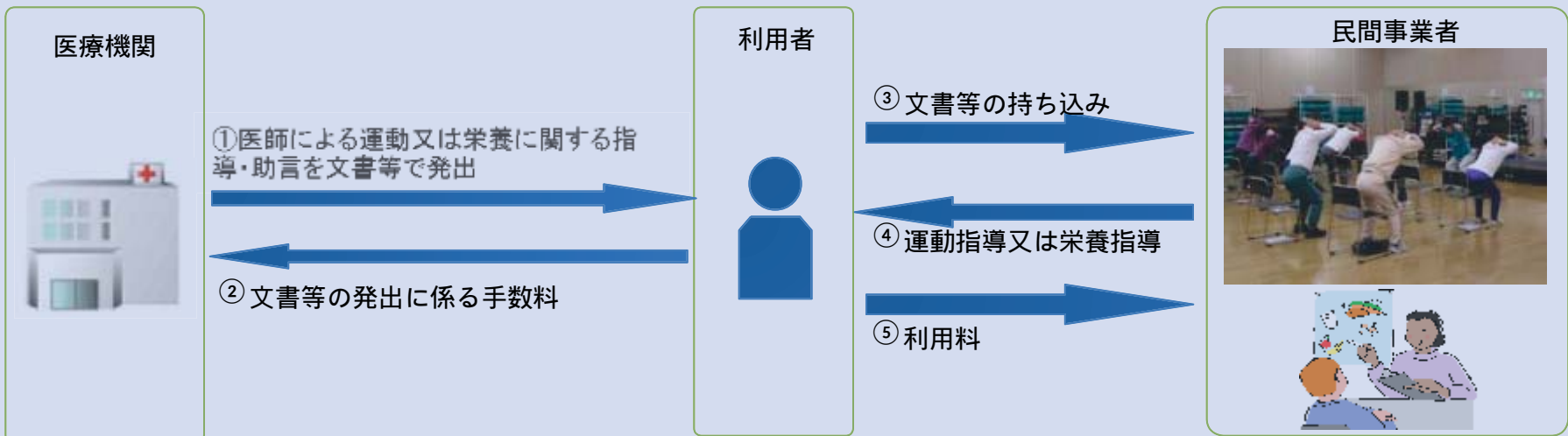
R2.3.27WGヒアリング 神奈川県提出

①未病を改善し行動変容を促すための規制緩和について

1. 予防のための運動 / 栄養指導

医師が出す運動又は栄養に関する指導・助言に基づき、民間事業者が運動 / 栄養指導サービスを提供するケース

<p>○取組内容</p> <p>民間事業者が、<u>自らは診断を行わず</u>、医師からの運動又は栄養に関する指導・助言に基づき、<u>健康の維持・増進を目的として、医学的判断及び技術が伴わない方法により</u>運動 / 栄養指導サービスを実施すること</p>	<p>○取組内容</p> <p>医師が、<u>生活習慣病に関する療養の給付を行っていない</u>利用者に対して、運動又は栄養に関する指導・助言を書面等の形で発出し、その対価を徴収すること</p>
<p>○確認事項（民間事業者）</p> <ul style="list-style-type: none">・民間事業者は、<u>自ら診断を行わないこと</u>・民間事業者による運動 / 栄養指導サービスが、<u>医学的判断及び技術が伴わない方法により提供され</u>、医師法第17条に規定される「医業」、保健師助産師看護師法第5条に規定される「診療の補助」に該当しないこと・利用者は、<u>医師が民間事業者による運動 / 栄養指導サービスの提供を受けても問題無いと判断した者</u>であること <p>○イメージ</p>	<p>○確認事項（医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none">・医師が、生活習慣病に関して健康保険法第63条に規定される「療養の給付」を行っていない利用者に対して、当該文書が発出されること



健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン（概要）

2. 病院食の提供

○取組内容

医療法人が、入院患者に加え、通院患者等に対し、配食等により病院食を提供すること

○確認事項（医療法人）

- ・配食等を通じた病院食の提供が、医療法第42条に規定される附帯業務（保健衛生に関する業務）に含まれること

（※対象者は、以下をすべて満たすことが必要）

- 当該医療法人の医師が栄養・食事の管理が必要と認める患者
- 当該医療法人に入院していた者若しくは通院している者、又は訪問診療若しくは訪問看護を受けている者 など

○イメージ

入院患者

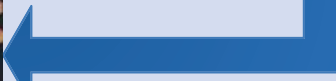


通院患者等

自宅



配食サービスの提供



3. 簡易な検査（測定）

○取組内容

民間事業者が、簡易な検査（測定）を行い、当該利用者に対し、検査（測定）結果の事実の通知、より詳しい健診を受けることの推奨等を行うこと

○確認事項（民間事業者）

- ・利用者本人が自ら検体採取を行うこと（医師法第17条に規定される「医業」に該当しないこと）
- ・検査（測定）結果による診断は行わず、医学的判断が伴わない範囲（検査（測定）結果の事実の通知、より詳しい健診を受けることの推奨等）のサービスに留めること（医師法第17条に規定される「医業」に該当しないこと）
- ・利用者が自ら採取した検体について、診療の用に供しない生化学的検査（測定）を行うこと（臨床検査技師法第20条の3に規定される「衛生検査所」の登録が不要なこと）

○イメージ



民間事業者

利用者



検体の自己採取及び検査（測定）結果の受取り

健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン（概要）

4. 健康管理等に資するレセプトデータ等の分析

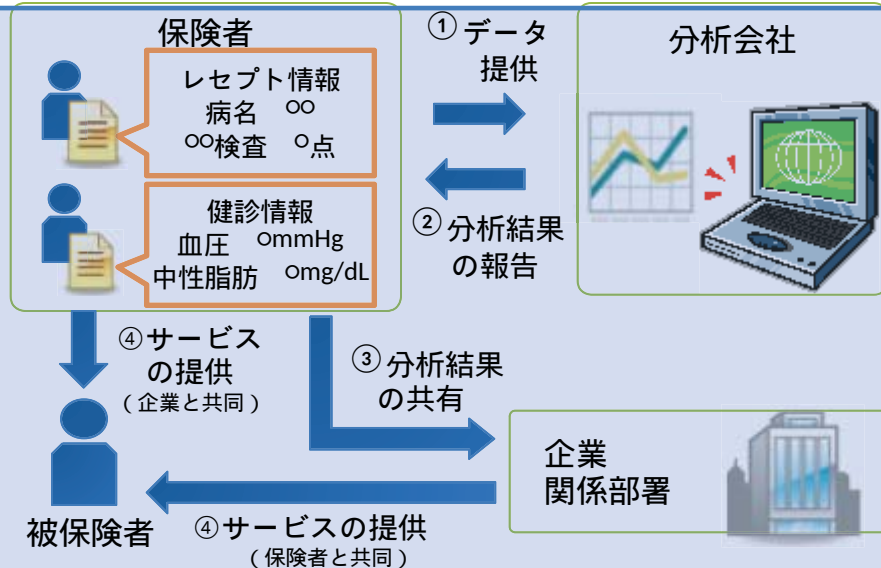
○取組内容

保険者等が、あらかじめ、**被保険者等の同意を得て**、レセプト・健診データを分析し、その結果に基づく「要受診」や「要保健指導」等の情報を、被保険者が所属する企業にも共有し、企業と保険者等が共同して、被保険者の健康増進等に関する取組を実施すること

○確認事項（保険者又は民間事業者）

- 共有される情報の内容、共有先、利用目的等について、**あらかじめ、被保険者等の同意を得ていること**（個人情報保護法第23条に規定される情報の第三者への提供制限に抵触しないこと）
- 提供される情報が、**保健事業に必要な最低限の情報（医療機関への受診の有無など）に限定**されていること

○イメージ



5. 地域関係者が連携した複合的な生活支援サービスの提供

○取組内容

民間事業者、医療機関、社会福祉法人、自治体等の関係者が、共有する情報の内容、共有先、利用目的等を定めた規定等について、あらかじめ、**本人の同意**を得た上で、その規定等に定めた範囲において適切な管理の上で、複数の組織間で個人情報を共有し、複合的な生活支援サービスを提供すること

○確認事項（民間事業者など）

- 共有される情報の内容、共有先、利用目的等について、**あらかじめ、サービス利用者本人の同意を得ていること**（個人情報保護法第23条に規定される情報の第三者への提供制限に抵触しないこと）
- 共有される情報が、**利用者の利益のため必要な最低限の情報に限定**されていること（企業利益の追求のために活用されていないこと）

○イメージ

